

## 習志野市親元近居住宅取得促進助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯等の子の世帯、及び親の世帯が近くに居住するための住宅取得の促進及びJR新習志野駅勢圏北側の活性化を図るため、親の世帯もしくは子の世帯が市内に住宅を取得し、所有権保存登記又は所有権移転登記を行った者に対し、予算の範囲内で習志野市親元近居住宅取得促進助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、習志野市補助金等交付規則（平成20年規則第12号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象住宅)

第2条 助成金の交付の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が市内で自己の居住の用に供するため、新築又は購入した住宅であること。（店舗等との併用住宅の場合は、自己の居住の用に供する住戸専用部分の面積が第3号に規定する面積以上であり、かつ、当該建築物の延べ床面積の2分の1以上であること。）
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令の基準を満たし、同法に規定する構造基準（昭和56年6月1日に施行された耐震設計基準をいう。以下「新耐震設計基準」という。）の施行以後に建築確認を受けた又は新耐震設計基準による耐震性が確保されている住宅であること。
- (3) 住戸専用部分の面積（壁芯面積をいう。以下同じ。）が次の区分による面積以上であること。
  - ア 戸建て住宅 87.5平方メートル
  - イ 共同住宅及び長屋建て住宅 65平方メートル
- (4) 申請者の名義（申請者との共有名義を含む。）により、申請時より4年遡った年の11月1日から、第5条の規定による申請をする日（以下「申請日」という。）を含む年度（以下「申請年度」という。）の10月末日（その日が習志野市の休日に関する条例（平成元年条例第21号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たる場合は、その翌日）までに所有権保存登記又は所有権移転登記が行われていること。

### (助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 前条第4号の規定による登記が行われた日（以下「登記日」という。）において、次に掲げる者のいずれかが市内に継続して10年以上住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。
  - ア 申請者の親（一親等の直系尊属をいう。以下同じ。）
  - イ 申請者の配偶者の親

ウ 申請者と習志野市パートナーシップ及びファミリーシップに関する要綱（令和4年習志野市告示第174号）第2条第1項に規定するパートナーシップの関係である者の親

エ 申請者の子

オ 申請者の子が亡くなっている場合において、当該子の子と同世帯である当該子の配偶者

- (2) 登記日から申請日まで継続して、申請者が市内で取得した住宅（以下「取得住宅」という。）に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。ただし、取得住宅の改修工事期間に当たる場合その他の登記日に取得住宅に住所を異動していない正当な理由を証明することができる場合は、申請日までに住所を異動し、申請日まで継続して、申請者が取得住宅に住所を有し、かつ住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 申請者が属する世帯及び同条第1号に掲げる者の属する世帯の世帯員が、市町村民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税並びに国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「市税等」という。）を滞納していないこと。
- (4) 第6条の交付決定を受けた日から10年以上継続して市内に居住すること。ただし、災害、疾病その他やむを得ない事情により市内に居住できない期間については、継続して居住しているものとみなす。
- (5) 過去においてこの要綱の規定による助成を受けていないこと。

#### （助成金の額）

第4条 助成金の交付額は、第5条第4号に規定する住宅の売買契約書又は工事費用の額を上限とし、10万円を基本助成金と定める。また、次の各号に掲げる場合にあっては、当該基本助成金額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額とし、25万円を限度とする。

- (1) 助成対象者が、対象住宅を新築し、又は購入した時点（売買契約書又は工事請負契約書の契約日）において、他市の住民基本台帳に登録されている場合 5万円
- (2) 助成対象者の世帯に、申請日において、中学生以下の子（胎児を含む。）が属する場合 5万円
- (3) 助成対象住宅の所在地が、別表に定める区域である場合 5万円

- 2 第1項の規定にかかわらず、交付決定を受けた日から10年に満たない期間において対象住宅に居住しなくなった場合の助成金の額は、同項の規定により算出した額を3,650で除して得た額に対象住宅に居住した日数を乗じて得た額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### （交付の申請）

第5条 申請者は、申請年度の11月末日（その日が市の休日に当たる場合は、その翌日）ま

で、習志野市親元近居住宅取得促進助成金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の全部事項証明書
- (2) 申請者との親子の関係を証明する戸籍謄本等
- (3) 新耐震設計基準による耐震性が確保されていることを証明する書類の写し
- (4) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し
- (5) 第3条第3号に規定する世帯の世帯員が署名又は記名押印した個人情報（市税等）調査同意書（別記第2号様式）
- (6) 市長が別に定めるアンケート
- (7) 店舗等との併用住宅の場合は、住宅専用部分の面積を証する書類の写し
- (8) 第4条第1項第2号に該当する場合（子が胎児である場合に限る。）は、母子手帳の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 助成金の申請は、毎年度の予算の範囲内で受け付けるものとする。

（交付の請求）

第6条 交付規則第8条の規定により補助金等交付決定通知を受けた申請者（以下「交付決定を受けた者」という。）は、助成金の交付決定を受けた日後1月以内に、習志野市親元近居住宅取得促進助成金請求書（別記第3号様式）及び市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し及び返還等）

第7条 市長は、交付決定を受けた者がこの要綱の規定に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部または一部を取り消したときは、習志野市親元近居住宅取得促進助成金交付決定取消通知書（別記第4号様式）により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、習志野市親元近居住宅取得促進助成金返還請求書（別記第5号様式）によりその返還を請求するものとする。

（補足）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第4条（3）関係）

まちづくり応援地域	秋津、香澄、袖ヶ浦
-----------	-----------